

## 〔登録取消・一時停止 措置実施状況〕(2011年12月度)

不適正な行為が発見された事業所に対しては、以下の事由において車上作動処理業務委託契約の登録取消・一時停止を実施いたしました。

- H23年12月(九州地方)  
正当な理由なしに未処理エアバッグ・モジュールを保管していた。 <規約第7条1.(8)>
- H23年12月(東海地方)  
正当な理由なしに未処理エアバッグ・モジュールを保管していた。 <規約第7条1.(8)>
- H23年12月(近畿地方)  
エアバッグ類(助手席)を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。エアバッグ類(運転席)を未処理のままハーフカットして輸出しようとしていた。また、正当な理由なしに未処理エアバッグ・モジュールを保管していた。 <規約第7条1.(5)および(8)>
- H23年12月(九州地方)  
エアバッグ類(シートベルトプリテンショナー)を未処理のままハーフカットして輸出しようとしていた。また、正当な理由なしに未処理エアバッグ・モジュールを保管していた。 <規約第7条1.(5)および(8)>
- H23年12月(関東地方)  
エアバッグ類(運転席・助手席・シートベルトプリテンショナー)を未処理のままハーフカットして輸出しようとしていた。 <規約第7条1.(5)>
- H23年12月(関東地方)  
エアバッグ類(運転席・助手席・シートベルトプリテンショナー)を未処理のままハーフカットして輸出しようとしていた。 <規約第7条1.(5)>